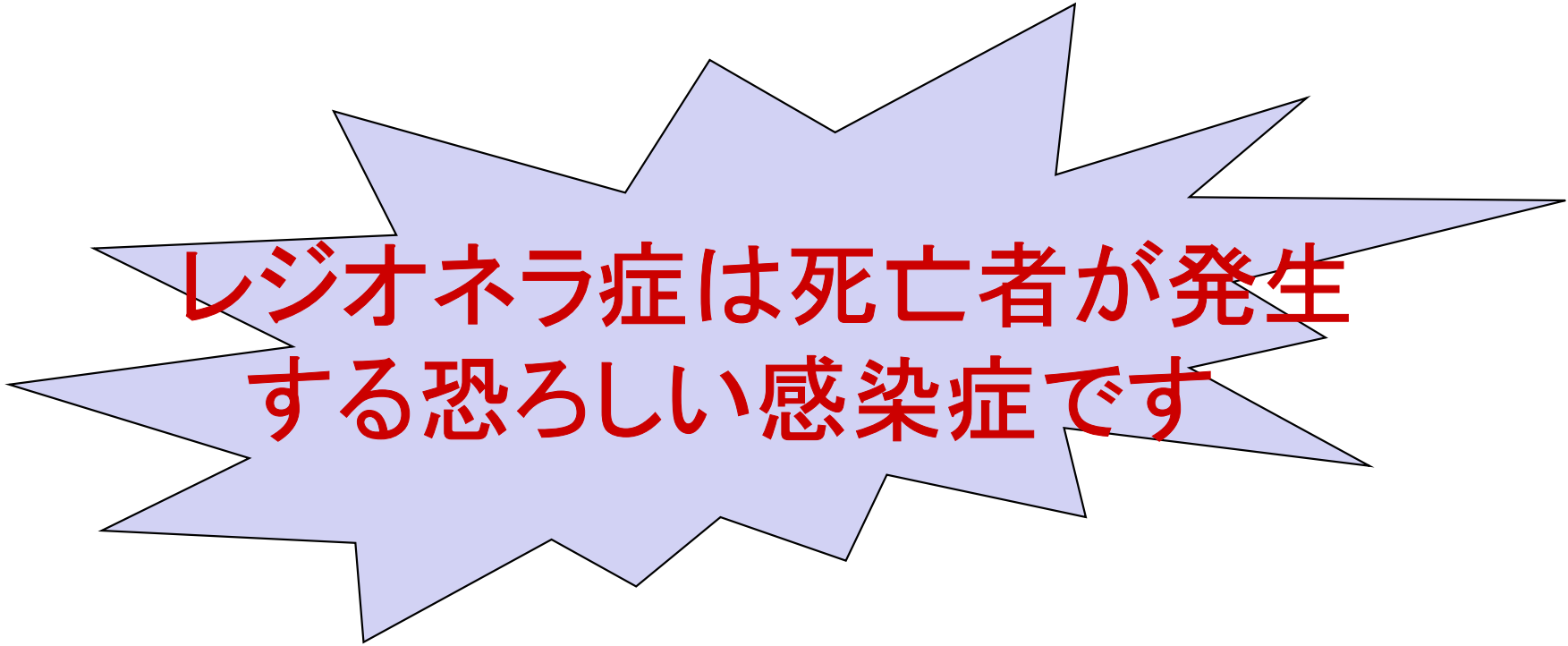


社会福祉施設等における 感染症対策等研修会 『レジオネラ属菌対策』

諏訪保健所 食品・生活衛生課

レジオネラ症とは？

レジオネラ属菌を原因菌として起こる
感染症



レジオネラ症は死亡者が発生
する恐ろしい感染症です

レジオネラ属菌とは

- ・レジオネラ属として分類される細菌の総称
- ・土の中や河川、湖沼など自然界に広く生息
- ・大きさ : 数ミクロン(μ)
- ・アメーバなどの原生動物に寄生する
- ・増殖条件 : 水温 20～50℃(35℃前後が最適)
- ・日本では入浴施設等から多く検出されている
- ・日本では、入浴施設が感染源となることが多いが、欧米では冷却塔が多い(他に加湿器等も)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

レジオネラ症：四類に分類

《他に、日本脳炎、マラリア、ウェストナイル熱、ジカウイルス感染症、デング熱など》

診断した医師は、ただちに保健所へ届出

レジオネラ症の特徴

- 潜伏期間は2～10日
- 共通の感染源から複数の人が感染する
(エアロゾル感染が多い)
- 人から人への感染はない
- 1年を通して発生するが、夏期に多い

レジオネラ肺炎

急激に重症になり死亡することもある

- 主な症状

高熱・呼吸困難・筋肉痛・吐き気・下痢・意識障害

ポンティアック熱

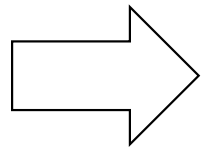
一般に軽症で数日で治ることが多い

- 主な症状

発熱・寒気・筋肉痛

レジオネラ症の主な罹患者

- 高齢者（50歳以上）
- 病気があって抵抗力が落ちている人
- 男性に多い



社会福祉施設等はレジオネラ症
のリスクの高い施設です！

レジオネラ属菌の感染経路（入浴施設）

- ① お風呂の配管などでぬめりができる
- ② ぬめりの中でレジオネラ属菌が増殖
- ③ ぬめりが破裂し、レジオネラ属菌が飛び出す
- ④ レジオネラ属菌を含むしぶきを吸い込み、感染

レジオネラ属菌の増える場所

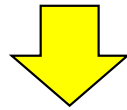
- ・レジオネラ属菌は「ぬめり」の中で増殖する
(ぬめり = 「生物膜」「バイオフィルム」ともいう)
- ・「ぬめり」は、微生物が作り出した粘液性の物質
= 微生物が増えてしまった状態

なぜ「ぬめり」の中で増えるのか

- ・浴槽水は入浴者のアカなどにより栄養が豊富
- ・「ぬめり」がバリアとなって、消毒薬をブロック
→内側は微生物が増殖するのに適した環境

レジオネラ属菌がアメーバに寄生すると・・・

「ぬめり」内で生息している
アメーバの内部で大量増殖



アメーバを破って外部
(浴槽水など)に放出される

循環浴槽水がレジオネラ症の 感染源となる理由(まとめ)

1 むめり(生物膜)が形成される

- ・設備の消毒や清掃が不十分な場合、浴槽の壁面や配管にむめりが付きます。これが生物膜です。

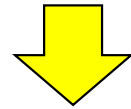
2 むめり(生物膜)内でレジオネラ属菌が繁殖

- ・むめり(生物膜内)は栄養分が豊富
- ・消毒薬や紫外線から保護されている

生物膜内は微生物が繁殖するのに適した環境

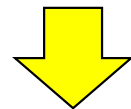
なぜ入浴施設が感染源なのか？

土ぼこりの中に菌が含まれている可能性



- ・風に乗って浴槽やシャワー水の調節箱に入る
- ・人体に付着して浴槽内に持ち込まれる

“毎日清掃していても、浴室内・浴槽内に菌が存在する事実は避けられない”



菌を増やさないための対策が重要

レジオネラ症発生対策3原則

増殖させない

浴槽水の換水及び消毒を徹底

発生させない

生物膜を発生させないように清掃・消毒を徹底

3 吸い込ませない

エアロゾルを形成しやすく、かつ肺に吸引する機会が多い、循環式浴槽、打たせ湯、シャワーなどについては特に注意

レジオネラ症発生防止対策

浴槽水の入れ換え、清掃

- ・毎日完全に換水する
- ・浴槽内部をこすり洗い等で清掃、消毒する
- ・連日浴槽水を使用する場合は、循環ろ過装置の管理を徹底し、週に1度以上は必ず完全に換水する

レジオネラ症発生防止対策

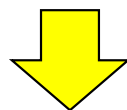
浴槽水の消毒

- 塩素系薬剤で消毒する。
- 遊離残留塩素濃度を常に0.4mg/L程度を保つ。
(1.0mg/Lを超えない)
- 遊離残留塩素濃度は頻繁に測定し、結果を保管する。
(3年間)

レジオネラ症発生防止対策

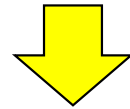
循環ろ過装置

- ・ろ過装置内で、レジオネラ属菌はぬめり(生物膜)などで増殖
- ・配管内でもぬめり(生物膜)が生じやすくレジオネラ属菌が定着しやすい



レジオネラ症発生防止対策

循環ろ過装置



- ヘアークッチャーを設置し、毎日清掃
- ろ過装置を1週間に1回以上逆洗浄
- ろ過装置を1週間に1回以上消毒
(清掃・換水に併せて、5～10mg/L程
の高濃度の塩素剤を循環させる)

浴槽水のレジオネラ属菌の検査について

検査の回数の目安

毎日完全に入れ替えている浴槽水の場合

→ 毎年1回以上

連日使用する浴槽水の場合

→ 毎年2回以上

連日使用する浴槽水で塩素消毒していない場合

→ 毎年4回以上

諏訪管内の発生状況等

- R6年度～R7年度(9月まで)の
レジオネラ症の発生届件数
→ 16 件
- 調査対象施設(旅館、公衆浴場、社会福祉施設等)
→ 12 件
- 感染源と判断された施設
→ 0 件
- 指摘事項あり
→ 8 件
- 指摘事項なし
→ 4 件

諏訪管内の発生状況等

○維持管理上の指摘事項の例

- 浴槽水の消毒
(遊離残留塩素濃度不足、濃度の測定・記録・保管)
- 水質検査の実施
- ろ過器の消毒のため高濃度塩素で循環・消毒
- 集毛器の毎日清掃
- 貯湯槽(タンク)の清掃

ケース ①

患者発生状況

- 管内の社会福祉施設に入所している
利用者がレジオネラ症と診断
- 他の入浴施設等の利用なし（外出なし）

ケース ①

施設の入浴施設の状況

- 毎日換水（温度管理のため循環ろ過器使用）
- 遊離残留塩素濃度：概ね 0.2mg / L
- 衛生状況等問題なし
- 浴槽水を行政検査→レジオネラ属菌不検出

感染源不明

ケース ①

保健所の助言

- 塩素剤をもう少し濃く（0.4mg / L 程度）
- 循環ろ過装置の消毒のため、週に1回以上は高濃度塩素で消毒
- シャワーヘッドを定期的に清掃・消毒

ケース ②

患者発生状況

- 管内の社会福祉施設に入所している
利用者がレジオネラ症と診断
- 他の入浴施設等の利用なし（外出なし）

ケース ②

施設の入浴施設の状況

- 毎日換水
- 塩素剤：投入なし
- 衛生状況等問題なし

感染源不明

ケース ②

保健所の助言

○浴槽水の塩素消毒

○シャワーヘッドを定期的に清掃・消毒

もっと知りたい場合・困ったときは

○厚生労働省のウェブサイト 「レジオネラ対策のページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

言語切替 日本語 ? ▶ 点字ダウンロード ▶ サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) | 文字サイズの変更 標準 大 特大 ▶ English site

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

 **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 生活衛生 > レジオネラ対策のページ

健康・医療 **レジオネラ対策のページ**

● 関係通知/Q&Aなど ● パンフレット ● 関連リンク

不特定多数の人々が利用する施設を対象とした生活衛生対策の一環として、「公衆浴場」や「旅館」などの施設におけるレジオネラ症の蔓延を防止するための対策について、ご案内します。

概要

「レジオネラ症」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」いわゆる感染症法において、四類感染症に分類されている疾患であり、レジオネラ属菌の感染により発症します。レジオネラ属菌は環境細菌であり、土壌、河川、湖沼などの自然環境に生息しており、一般にその菌数は少ないと考えられますが、人工の施設や設備の中で増殖すると、感染によりレジオネラ症を発症するリスクがあります。レジオネラ属菌を増やさないよう、日頃から施設や設備の衛生管理が必要となります。

[厚生労働省レジオネラ症のホームページ（健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課）](#)

政策について

- 分野別の政策一覧
 - ▼ 健康・医療
 - ▶ 健康
 - ▶ 食品
 - ▶ 医療
 - ▶ 医療保険
 - ▶ 医薬品・医療機器
 - ▶ 生活衛生

